

労働安全衛生法関係法令において、悪天候 時、地震等の発生時及びその後において講じなければならない措置

1 作業を中止しなければならないもの

- (1) 強風、大雨、大雪等の悪天候により、作業を中止しなければならないもの
- ・ 車両系木材伐出機械を用いる作業（安衛則第 151 条の 106）
 - ・ 林業架線の作業（安衛則第 151 条の 145）
 - ・ 簡易林業架線作業（安衛則第 151 の 170）
 - ・ 解体用機械を用いた作業（安衛則第 171 条の 6）
 - ・ ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業
（安衛則第 194 条の 6）
 - ・ 型わく支保工の組立て又は解体の作業（安衛則第 245 条）
 - ・ 造林等の作業（安衛則第 483 条）
 - ・ 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業（安衛則第 517 条の 3）
 - ・ 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁りようの支間が 30 メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業（安衛則第 517 条の 7）
 - ・ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第七号に規定する軒の高さが 5 メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業
（安衛則第 517 条の 11）
 - ・ コンクリート造の工作物（その高さが 5 メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業（安衛則第 517 条の 15）
 - ・ 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが 5 メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁りようの支間が 30 メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業
（安衛則第 517 条の 21）
 - ・ 高さが二メートル以上の箇所における作業（安衛則第 522 条）
 - ・ つり足場、張出し足場又は高さが 2 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業（安衛則第 564 条）
 - ・ 作業構台の組立て、解体又は変更の作業（安衛則第 575 条の 7）

- ・クレーンの組立て又は解体の作業（クレーン則第 33 条第 1 項）
- ・移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業
（クレーン則第 75 条の 2 第 1 項）
- ・デリックの組立て又は解体の作業（クレーン則第 118 条第 1 項）
- ・屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業（クレーン則第 153 条第 1 項）
- ・建設用リフトの組立て又は解体の作業
（クレーン則第 191 条第 1 項）
- ・ゴンドラを使用する作業（ゴンドラ則第 19 条）

(2) 強風時に作業を中止しなければならないもの

- ・クレーンに係る作業（クレーン則第 31 条の 2。併せてジブクレーンのジブが破損のおそれのあるときは要破損防止措置（クレーン則第 31 条の 3））
- ・移動式クレーンに係る作業（クレーン則第 74 条の 3。併せて転倒のおそれのあるときは要転倒防止措置（クレーン則第 74 条の 4））
- ・デリックに係る作業（クレーン則第 116 条の 2）

2 暴風時（瞬間風速が毎秒 30 メートルをこえる風が吹くおそれのあるとき）の措置

- ・屋外に設置されている走行クレーンの逸走防止措置
（クレーン則第 31 条）
- ・屋外に設置されているデリックの破損防止措置
（クレーン則第 116 条）
- ・屋外に設置されているエレベーターの倒壊防止措置
（クレーン則第 152 条。瞬間風速毎秒 35 メートルをこえるとき）
- ・建設用リフト（地下に設置されているものを除く。）の倒壊防止措置
（クレーン則第 189 条。瞬間風速毎秒 35 メートルをこえるとき）

3 悪天候、地震等の後において点検をしなければならない作業

(1) 強風、大雨、大雪等の悪天候の後及び中震以上の地震の後において、点検をしなければならない作業

- ・林業架線の作業（安衛則第 151 条の 146）
- ・簡易林業架線作業（安衛則第 151 条の 171）
- ・足場における作業（安衛則第 567 条第 2 項、安衛則第 655 条）
- ・作業構台における作業（安衛則第 575 条の 8 第 2 項、安衛則第 655 条の 2）

- (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候の後において、点検しなければならない作業
 - ・ゴンドラを使用する作業（ゴンドラ則第 22 条第 2 項）
- (3) 大雨の後、中震以上の地震の後において、点検しなければならない作業
 - ・明り掘削の作業（安衛則第 358 条）
 - ・砕石作業（安衛則第 401 条）
- (4) 中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後において、点検しなければならない作業
 - ・土止め支保工（安衛則第 373 条）
- (5) 暴風（瞬間風速が毎秒 30 メートルをこえる風）後又は中震以上の震度の地震の後の点検
 - ・クレーンを用いての作業（クレーン則第 37 条。暴風後の点検は屋外に設置のもの）
 - ・デリックを用いての作業（クレーン則第 122 条。暴風後の点検は屋外に設置のもの）
 - ・エレベーターを用いての作業（クレーン則第 156 条。暴風後の点検は屋外に設置のもの）
 - ・建設用リフトを用いての作業（クレーン則第 194 条。暴風後の点検は地下に設置されているものを除く。）

「悪天候」の解釈例規（昭和 46 年 4 月 15 日付け基発第 309 号）

- 1 「強風」とは、10 分間の平均風速が毎秒 10m 以上の風を、「大雨」とは 1 回の降雨量が 50mm 以上の降雨を、「大雪」とは 1 回の降雪量が 25cm 以上の降雪をいうこと
- 2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること